

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年12月25日（金） 号外第102号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則（10）（教育総務課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（2）（〃）・・・・・・・・・・ 3

## 教育委員会規則

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

### 鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会会議規則（昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参加しなければならない。<u>ただし、災害その他の理由により指定の場所に参集することが困難である場合その他教育長が相当と認める場合であつて、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、会議に出席するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第5条 教育長及び委員は、招集の当日、指定の時刻までに、指定の場所に参加しなければならない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教 育 委 員 会 訓 令

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月25日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

### 鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会職員服務規程（平成9年鳥取県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(供応接待等の禁止)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(交通法規の遵守等)</u></p> <p><u>第5条の2 職員は、交通法規を遵守し、交通安全の確保に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 職員は、県内で自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</u></p> <p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、教育総務課長はこれを保管するものとする。</p>	<p>(供応接待等の禁止)</p> <p>第5条 略</p> <p>(履歴書の取扱い)</p> <p>第18条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、教育総務課長<u>及び所属長</u>はこれを保管するものとする。</p>

#### 附 則

この訓令は、令和2年12月25日から施行する。